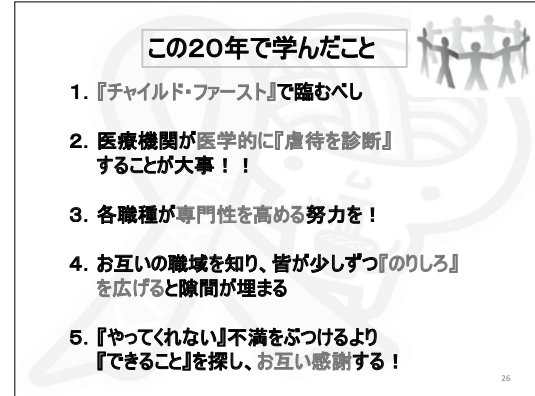
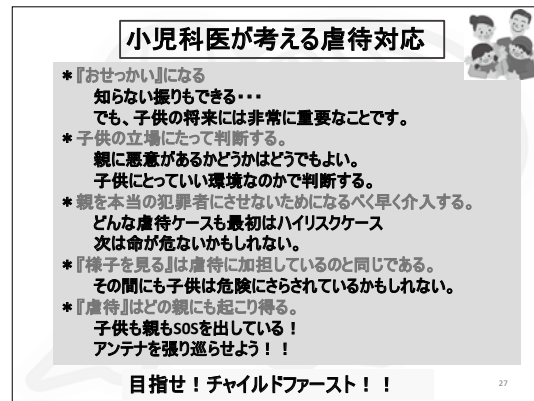




25



26



27

メモ

地域支援(拠点と他機関連携) ～子どもを守るしくみづくり～

概要

子どもを守るためにはどうすればよいのか？目黒、野田、札幌、出水等、虐待死事件の報道が途切れることはない。果たして現場では何がどうなっているのか？事件の度に「情報共有」や「連携」に課題があると指摘されるが、本当に議論すべきはその先の具体論である。壁があるとされる保健、福祉、教育等の現場で真摯に児童虐待に向き合ってきた職員たちと本音で語り合い、子どもを守るしくみづくりについて会場全体で考える。

コーディネーター

鈴木 秀洋 (すずき ひでひろ) 氏



日本大学危機管理学部准教授
法務博士(専門職)、保育士、CSPトレーナー資格
(研究) 厚労省令和元年度「子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する調査研究」研究代表等
(所属学会) 日本子ども虐待防止学会、ジェンダー法学会、日本公法学会、警察政策学会等
(審議会・検証委員会等) 川崎市子ども権利委員会委員、世田谷区効果的な児童相談行政の推進検討委員会委員、野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員、札幌市検証ワーキング委員会委員等

略歴

1991年 中央大学法学部法律学科卒業
2006年 日本大学大学院法務研究科修了
1995年～2016年3月 自治体公務員(東京23区)(文書、法務、監査、秘書、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長等)
2016年4月～ 日本大学危機管理学部准教授

著書等

2019『子を、親を、児童虐待から救う』(公職研)、『市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて・スタートアップマニュアル』、『市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組みに関する調査研究報告書』、『児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正と実務に与える影響』『自治研究7月号』、『まちづくりとしての子ども家庭総合支援拠点の制度設計』『このころの科学7月号』／2018『市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究報告書』／2017『児童福祉行政における危機管理』『危機管理研究』、『自治体職員ための行政救済実務ハンドブック』(第一法規)等

パネリスト

高橋 絵美 (たかはし えみ) 氏

中津市役所子育て支援課 主査 (保健師)

略歴

平成14年 広島県立広島看護専門学校 保健学科卒業
平成15年 中津市役所 (旧山国町役場) 入庁
平成17年 中津市役所 健康保険課 (地域医療対策課)
平成29年 中津市役所 子育て支援課



パネリスト

鈴木 智 (すずき さとし) 氏

千葉県南房総市教育委員会 教育相談センター長

略歴

昭和53年 宮城教育大学教育学部卒業
昭和53年 千葉県公立学校教員
平成9年 千葉県教育委員会・指導主事
平成24年 千葉県南房総市教育委員会・参事
平成28年 千葉県南房総市教育委員会・家庭児童専門相談員
平成29年 現職



パネリスト

林 和子 (はやし かずこ) 氏

山口市こども未来部 保育幼稚園課 やまぐち子育て福祉総合センター 所長

略歴

昭和49年 山口市の公立保育園保育士 その後、市内の公立保育園・幼稚園に勤務した後、主任保育士・主任教諭として勤務する。
平成19年 山口市立陶保育園 園長
平成20年 山口市立山口保育園 園長
平成26年 山口市立山口保育園 園長 (兼) やまぐち子育て福祉総合センター 所長
平成28年 現職



パネリスト

三谷 裕之 (みたに ひろゆき) 氏

鳥取市 健康こども部 次長 兼 子ども家庭相談センター 所長

略歴

昭和59年 鳥取大学 農学部 農業工学科 卒業
同年 鹿野町役場 教育委員会
平成31年 現職



鈴木 秀洋氏 資料

(3) 支援拠点とは何か

第2 支援拠点 [総論・概要]

1 支援拠点 (参考) 児童福祉法 (以下「法」) 10条の2 の機能 (定義・意義・役割)

- (1) 地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性もった機関・体制 (状態)
(2) 地域の資源を有機的につないで (ソーシャルワーク機能) 在宅支援
(3) 原則として18歳までのすべての子ども (とその家庭及び妊産婦等) を切れ目なく継続的に支援
(4) 個人ではなく、チーム (組織) で支援する体制 (人的資源等) の構築・運用 (参考) 法10条4項
(5) 支援拠点が担う四つの業務内容 (参考) 法10条1項1号~4号等
(6) 支援拠点と児相との役割の相違

「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinとっとり」 20191117 第4分科会コネクター 鈴木秀洋

日本大学危機管理学部准教授
前文京区子ども家庭支援センター所長
野田市及び札幌市児童虐待死検証委員

1 第4分科会設定趣旨・獲得目標

子どもを守るためにはどうすればよいのか。目黒、野田、札幌、鹿児島等、虐待死事件の報道が透切れる。果たして現場では何がどうなっているのか。事件の度に「情報共有」や「連携」に課題があると指摘されるが、本場に議論すべきははその先の具体論である。壁があるとされる保健、福祉、教育等の現場で真摯に児童虐待に向き合ってきた現場職員たちと具体論を熟議する。

2 基礎知識

- (1) 2022年度までに市区町村子ども家庭総合支援拠点設置
(参考) 2020年度までに子育て世代包括支援センター設置

(2) 支援拠点概念図



中津市子ども家庭総合支援拠点

～子育て地域は大きな家族～

中津市役所子育て支援課
高橋 絵美

大分県中津市の現状

平成17年、旧中津市と下毛郡の4町村が合併

(平成17年4月)

	人口(人)	面積(km ²)
合併前	60,033	56.14
合併後	86,485	491.08

人口の8割は旧市内

中津市と言えば・・・

都府は学校の統廃合も進み・・・

大分県中津市の現状

人口83,969人 児童数14,581人 (H31.3.31現在)

H16年、ダイハツ九州本社が中津市に移転。関連会社等も増え、出生数も増加傾向にあった。一方で派遣職員の転入者が増え・・・

合計特殊出生率は高い水準を維持しているも、出生数は減少傾向にある・・・

中津市内の社会資源

- 中津市立中津市民病院
- 児童家庭支援センター「箱(ゆのらね)」
- 児童福祉施設 清浄園
- 子育て支援拠点事務所 木もれび 井上小児科医師 室田
- 大分県中津児童相談所
- 児童福祉施設 聖ヨゼフ寮

中津市 妊婦・母子支援の概念図

東保健の介先生(大分県日科科)の開設にも変更

子育て支援課

- 要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (月に1回) 子育て支援課・地域医療対策課・学校教育課・保健所・市民病院小児科・医師・児童相談所
- 母子保健事業・養育支援訪問事業研究会 (3か月に1回) 保健所・地域医療対策課・子育て支援課・市民病院小児科保健師・小児科医師
- 母子保健連絡会 (月に1回) 保健所・地域医療対策課・市民病院小児科保健師
- 母子支援連絡票・周産期連絡票 産科・小児科・精神科・行政(妊婦期～幼児期)
- こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問) 保健師による全戸訪問(出生後～4か月未満)
- 出生前後小児保健指導 特定妊婦の特定(出生前) 産科助産師・市町村保健師・保健所保健師・市民病院保健師

こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)の状況 平成20年4月より開始

- 年間訪問件数 700人程度
- 訪問率 97.5%
- 訪問継続者の割合 25.9%(H30年度)
- 訪問時期 通常生後2か月前後 ※来訪問理由も把握
- 訪問スタッフ 市保健師(臨時職員含む)

妊娠届け出(母子健康手帳の交付)

- ・保健師が個室にて交付。週2回、交付日を設けている。
- ・母子健康手帳の見方や使い方、妊婦健診について説明
- ・アンケートを確認しながら妊婦さんの状況を確認(面接時の受け答え、自筆の字体、漢字の使い方での知的レベルもわかる)

井上医師監修の20歳まで使える母子健康手帳

妊婦おめでとうございます

中津市では、産前産後支援センターとして産前産後支援センターを開設しています。下記について、産前産後支援センター、また産後ケアセンターを運営しています。アンケートの御協力をお願いします。

妊娠を知ったときの気持ち

父(パートナー)の反応

家族状況

妊婦の状況 精神科府注 今の心身状態

9. 産後ケアセンターについて、必要なことやストレスに感じることはありますか? 経験できる人はいませんか?

10. 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか? 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか?

11. 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか? 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか?

12. このままのペースで生活できるようなことがありましたか? 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか?

13. 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか? 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか?

14. 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか? 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか?

15. 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか? 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか?

16. 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか? 産前産後支援センターの活用はどのくらいですか?

3 分科会での熟議・論点

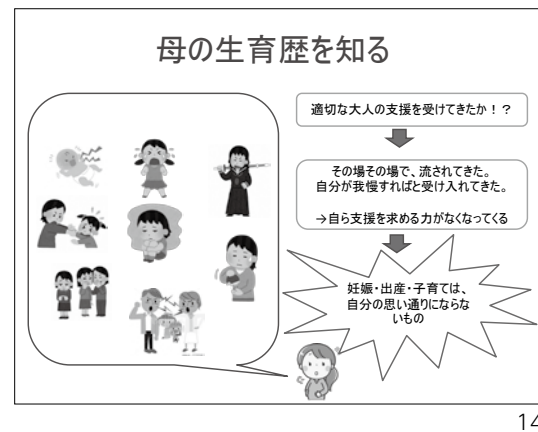
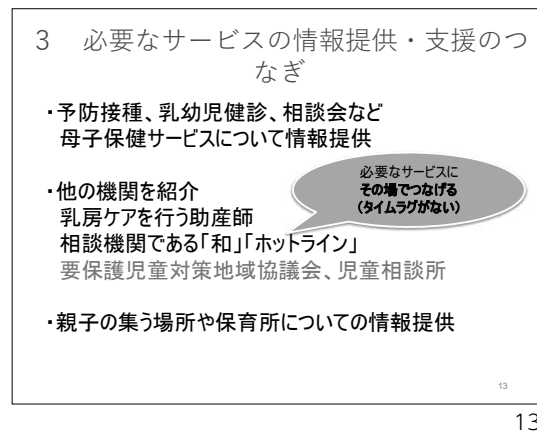
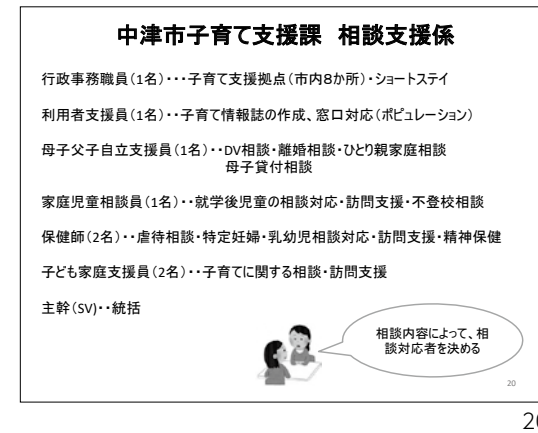
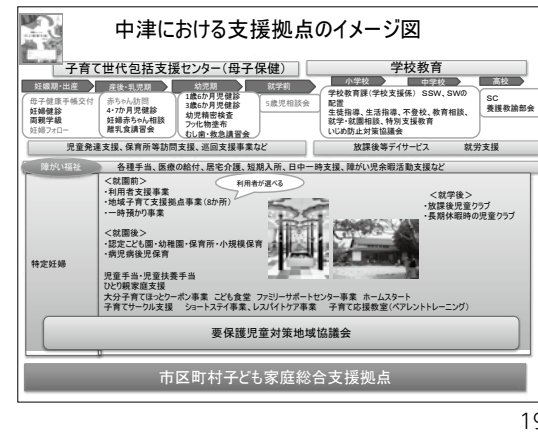
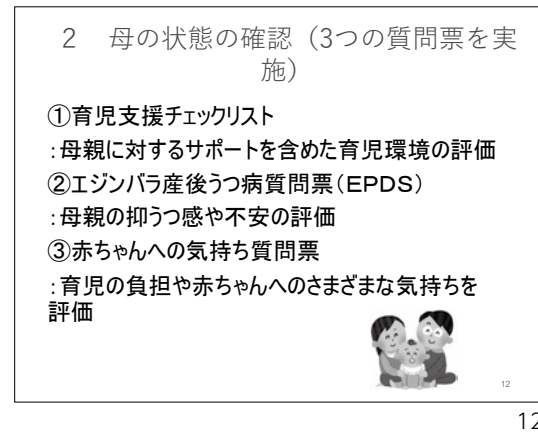
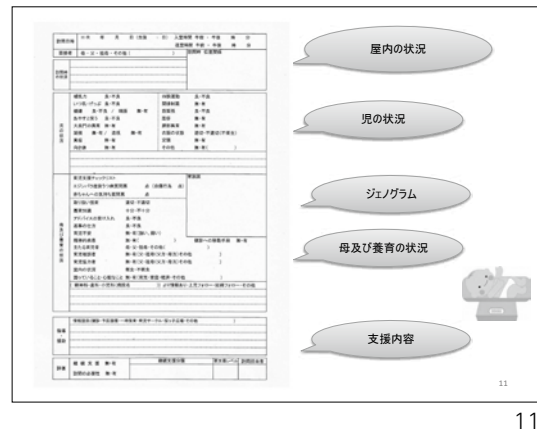
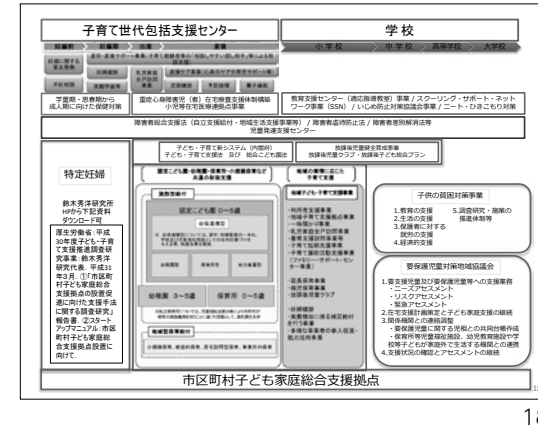
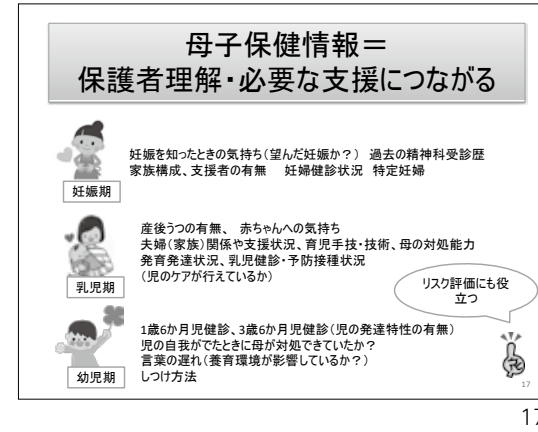
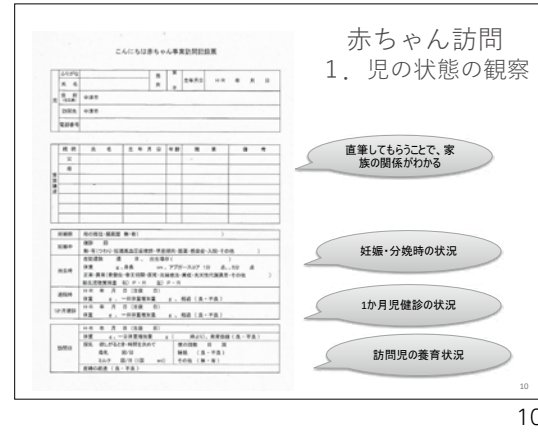
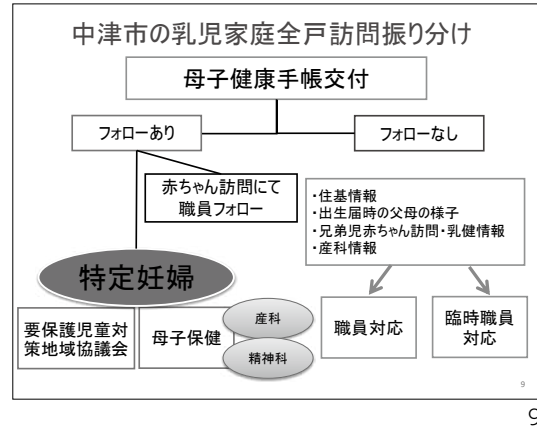
- (1) 【Q】 母子保健部門との連携
- (2) 【Q】 教育部門との連携
- (3) 【Q】 要対協の活用
- (4) 【Q】 児童相談所との連携
- (5) 【Q】 上記それぞれそれぞれの部門との壁の壊し方
- (6) 【Q】 物理面・地理面・財政面その他様々な不利な条件をどう工夫し乗り越えるか
- (7) 【Q】 地域資源の使い方

4 今後の展望

- ・パネリストから
- ・会場から

【参考】 鈴木秀洋研究室 <http://suzukihidehiro.com/>

- ①市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けてスタートアップマニュアル、
- ②平成29年度「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究報告」、③平成30年度「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究」

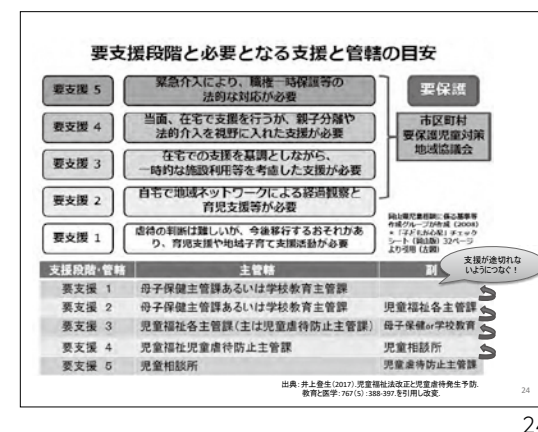
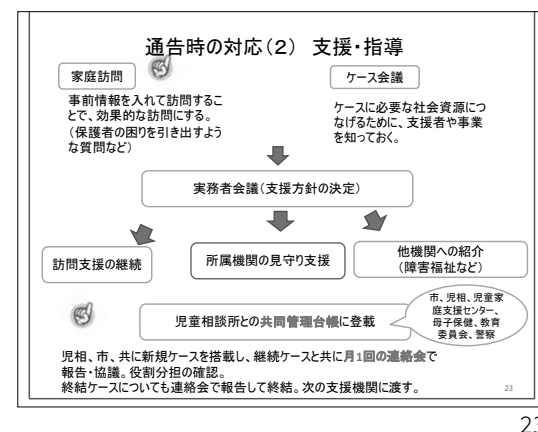
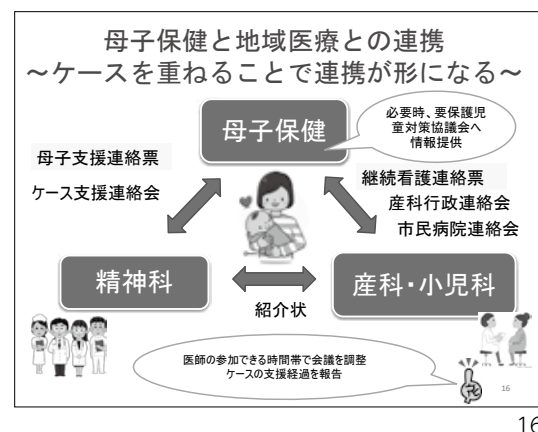
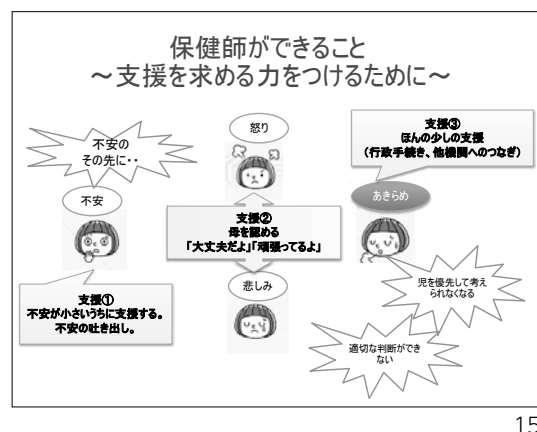
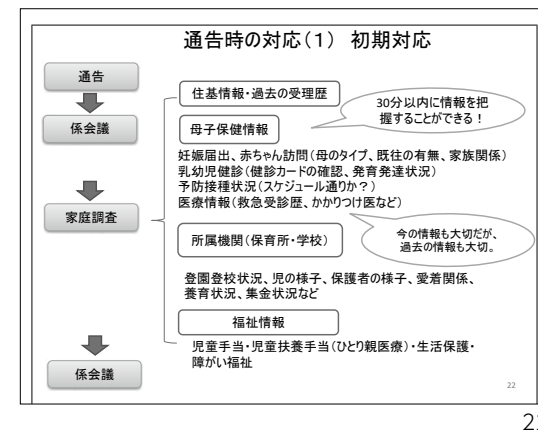


中津市相談種類別件数(H30年度要対協受理件数)

養護(虐待)	養護(その他)	その他	合計
H30年度 134	196	2	332

内容	件数	内訳	件数
身体虐待	32	家庭環境	94
心理虐待	79	失跡・死亡	4
ネグレクト	23	保護者の精神疾患	43
		性格上の問題	55

養護(虐待)の内訳: 面談DV、見相からのケース送致



途切れない支援のために・・「連携」

「顔の見える関係」
「機能・事業を知る」
「当事者にとって、つなぐの意味」

25

「顔の見える連携」

①一次予防・二次予防・三次予防を担う支援者たちが集う勉強会

分野	参加施設/機関	月1回
医療	児童養護施設、母子生活支援施設、児童発達支援センター、児童虐待支援センター、児童虐待相談窓口、児童虐待支援センター、児童虐待支援センター、児童虐待支援センター	児童虐待相談窓口、児童虐待支援センター
保健	小児科医【特】小児科医、保健師、市母子保健	保健師、市母子保健
教育	教育委員会、高校教諭、学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー	教育委員会、学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、高校教諭

26

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり

第4分科会「地域支援 ～子どもを守るしくみづくり～」

人口減少が進む小さな自治体で立ち上げた支援拠点
～子どもの多様な問題に対応できる組織づくり～



2019/11/17
千葉県南房総市教育委員会
教育相談センター長 鈴木智

1

まず ～この提案にあたっての考え方～

人口減少は全国多くの自治体で進みつつある問題です。人口が増加や維持されている自治体はほとんど、一方で自然減りや社会減が進む自治体は多くあります。推計によれば25年後に現在の人口を維持しているのは東京都のみ。その東京都も高齢化は例外ではありません。日本の自治体(都道府県・市区町村)はこの問題に向き合うことを迫られています。

「子どもを守るしくみづくり」は国や自治体の対応が大きく左右されます。現在、人口減少に直面している自治体は多くありますが、すべての自治体がそのようななかで「子どもを守る」ことを余儀なくされます。

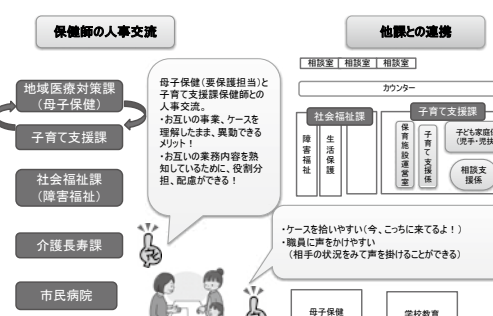
分科会のテーマ「子どもを守るしくみづくり」を考えると、人口減少自治体の存在を視野に入れることも重要だと考えました。

千葉県南房総市は人口減少、高齢化、少子化が顕著化している自治体です。議員数も、合併による廃止時から13年間で約27%減少となりました。ある意味では全国の最前線を歩んでいるといえます。

このようなことから、「人口減少が進む小さな自治体を取り組む支援拠点」という拠点を踏まえながら提案することになりました。

2

②人事交流・他課との連携



27

「機能・事業を知る」

保健所、医療機関、保育所、幼稚園、託児所、子育て支援センター、学校、SSW、SC、生活保護、他市町村

28

～提案のあらまし～

南房総市では教育委員会に「支援拠点」を設置しました。母子保健や福祉給付事務等は保健福祉部が担う体制を選択しました。

支援拠点の設置や運営に関する基本的な方針は次のとおりです。

- 子どもの育ちの期間の情報の一元化を図る
- 18歳までの子どもの連続的・一体的な支援体制をつくる
- 子どもの所属機関との連携を強化する
- 保健福祉部との連携や支援方針の共有を日常的に行う(以下は小さな自治体のため、発達支援や不登校支援等の機能をもち組織を別に設けることは難しい)の考え方からの方針です)
- 虐待等の発覚に関わらず、子どもの多様な問題に対応できる組織にする
- 【家庭児童相談】【特別支援教育(発達)】【適応指導】の3業務を柱とする子どもの所属機関での生活の様子を直接モニタリング・スクリーニングする※①～⑦は情報の一元化・一体的支援につながります。

子どもの育ちの問題の対応を次のように考えました。

- 問題は「発達」「不登校」に大別でき、それが背景になり「虐待」を引き起こす。
- 子どもの問題は単一ではないため、いろいろな専門性を持った者がチームで支援にあたる必要がある。可能な限り支援拠点内でそれを行う。
- ケースに応じて3業務が連携・融合して支援活動を進める。

3

南房総市

◆人口 平成18年3月(6町1村合併)
◆面積 230km²(沿岸・田舎・山間)
◆人口 約38,000人(10年間で13.5%減)
◆児童数 約4,100人(10年間で約7%減)
◆出生数 115人(平成30年・10年前の50%減)
◆高齢者 約17,000人(人口の約45%)

★人口減少
★少子化
★高齢化
★田舎



4

「当事者にとって、つなぐの意味」

～担当者のパトタッチではなく、
応援が増えんと思ってもらうために～

一時保護・措置、児童相談所、家庭復帰、かかるとステイ・家族応援会議、要保護児童地域対策協議会、子ども家庭総合支援拠点、母子保健・教育委員会(学校)、要対協として終結、母子保健・学校へ見守り支援依頼

29

家庭復帰後の支援のつなぎ～わかるがステイ～

親子分離がされているケースを対象に、児童家庭支援センターにて支援宿泊等をするが生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、行動観察を行い、必要な情報の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。

家庭復帰後の支援のつなぎ～家族応援会議～

「3つの家」を使った「家族応援会議」を行い、「心配なこと」「うまくいっていること」「これからの希望」の3つの項目について整理して、「外出」「外泊」「家庭引き取り」に向けて保護者も含めた関係機関が一層になって情報整理と情報共有を行い、今後について話しあっていく。

「3つの家」は、問題の当事者である子どもや家族を中心において、家族側と援助者側が一層に状況のアセスメントやプランニングを行う手法

30

＜南房総市が考えたこと＞

★養育や子ども支援の体制を見直す必要がある

- 子どもの育ちは一連のもの
- 育ちや養育の情報の一元化
- 0歳から18歳までの連続的・一体的支援体制の構築
- 重複・多様な養育課題への対応

↓(本市の規模や支援資源を考えると)

○不適切養育のみならず「発達」「不登校」等にも対応できる組織が望ましい。

○子どもの所属である保・幼・小・中との密接な連携は重要であり、「教育」部門にその拠点を置くことが有効だろう。

↓

教育委員会に養育や子ども支援の拠点を置く

5

＜子どもの問題への対応の考え方＞

○子どもの問題は単一ではなく、様々な要因が重複していることが多い。

- (一例)
- 不登校が主訴の場合、その背景に家庭での不適切養育や家族関係の悪化がある。
- 虐待や不適切養育が主訴の場合、背景に子どもの発達上の課題がある。
- 発達の問題に起因して不登校状態になっている。
- 不登校状態に起因して心理的虐待が引き起こされる。

↓

○家庭児童相談や発達、適応指導の担当者がチームになって対応する意義がある。多くの場合、子どもの所属も常時連携して対応する組織にする。

6

南房総市の支援拠点1

＜「支援拠点」の概要＞

- ◆平成25年度から子ども支援体制の改善に着手。その延長に支援拠点
- ◆発達障害への早期対応、要対協の移管、保幼の子も属化、...
- ◆小規模A型、教育委員会内に設置(平成29年度)
- ◆「教育相談センター」の連携で運営、設置要綱あり
- ◆0歳から18歳までの児童対応を一元化し、一体的支援の拠点
- ◆要対協や保育所を子育て支援から移管
- ◆母子保健や福祉給付事務等は保健福祉部が担い連携
- ◆連携の要の保健師を教育相談センターに配置
- ◆【家庭児童相談】【特別支援教育(発達)】【適応指導】の3業務が柱
- ◆重複、多様な課題への対応
- ◆保育所、幼稚園、小・中学校と密接なつながり
- ◆0歳から18歳までの所属機関の設置者として連携できる体

7

南房総市の支援拠点2

＜経緯①＞前体制(平成24年度まで)の利点と課題

◆「要対協業務」と「保育所」は子育て支援課(保健福祉部)が所管していた。

＜利点＞

- 子育て支援課は母子保健や手当給付事務との連携がとりやすい。
- ◆健康支援課や社会福祉課とともに保健福祉部に属する

＜課題＞

- ▲教育委員会所管の幼・小・中と要対協は円滑な連携が図れない。
- ・幼・小・中職員と要対協担当者はお互いに顔が見えない
- ・課長や担任職員には市の経費、業務、担当者がほとんどわからない
- ・保・幼・小・中と要対協が認知されていない
- ▲乳幼児と就学後児童の支援の主体が分かれ、情報把握や支援の継続性に課題がある。
- ▲教育委員会に相談・支援機能がない。

↓

★支援の一元化・一体化を図る必要がある

8

■南房総市の支援拠点3

<経緯②> 移行期(平成25年度から28年度)の利点と課題

- ◆要対協と保育所を教育委員会に移管した。(保健師と家庭児童相談員が異動)
- ◆保育所と幼稚園を一体化した子ども園を開設した。

<利点>

- 要対協が幼・小・中職員の会議で発信しやすい。
- 保・幼・小・中職員の要対協への認識が高まり始める。
- 保育所から幼稚園で一体的支援ができるようになる。

<課題>

- ▲要対協と保健福祉部の連携が円滑に進められない。
- ・連携要領がよくわからない。(徐々に改善)
- ▲教育委員会に相談・支援機能がない。

↓

★組織的な支援・相談機能を強める必要がある

9

■南房総市の支援拠点4

<経緯③> 現体制(平成29年度から)の利点と課題

- ◆10名体制で教育相談センターを開設した。
- ・業務の柱は【家庭児童相談】【特別支援教育(発達)】【適応指導】
- ※教育相談センターを「支援拠点」に位置づけた。

<利点>

- 組織的な運営と対応力が大きく高まる。(以前は個人の力に左右された)
- 保健福祉部と円滑に連携できるようになる。
- 保・幼・小・中の養育問題への認識が高まる。
- 養育、発達、不登校等の問題に総合的に対応できるようになる。
- 関係機関への認知度が高まり、連携状況が大きく高まる。

<課題>

- ▲業務を進めながら望ましい体制をつくりあげるとの考えで臨んできたが、ケースを重ねるごとに体制上の課題が次々に出てくる。
- ▲当初、2年程度で体制が固まると予測したが無理だった。

10

■支援拠点の組織・理念・運営6

<子どもの問題のとらえ方①>

◆重複・多様な課題に対応する職員配置

17

■支援拠点の組織・理念・運営7

<手がける具体的業務>

<家庭児童相談>

- ① 養育及び児童支援、特定妊婦の支援
- ② 養育に悩むある保護者や家族等の支援
- ③ ①にかかわる児童の所属機関の支援
- ④ 養育児童対応地域協議会の職務分担事務
- ⑤ 子ども総合支援センター事務

<特別支援教育>

- ① 発達や特性に課題のある児童・養育者の支援
- ② 保育所・幼稚園・小学校・中学校の運営スクリーニング
- ③ 所属機関の特別支援教育体制づくりの支援
- ④ 保育所・幼稚園のことばの巡回指導
- ⑤ 子育て支援センターとの連携事務
- ⑥ 乳幼児健診及び放學時健診での相談
- ⑦ 新規保育所入所児の選抜

<適応指導>

- ① 子ども教育「スマイル」の運営(不登校支援)
- ② 登校や通学に課題のある小・中学生及び保護者の支援
- ③ 高校生及び在宅児・者の自立支援

18

■南房総市の支援拠点5

<令和元年度の運営の状況>

- ◆人員を増やし、14名体制にした。
- ◆臨床心理士が月2回勤務するようになった。

<利点>

- 人員増で3業務の独立性が高まり、業務の工夫が進む。
- 心理職の配置でケース対応の評価や助言を得られる。
- 保・幼・小・中の養育問題への認識の高まりが顕著。
- 3業務の連携がいろいろなる形でできるようになる。
- 関係他機関との連携がこれまで以上に高まる。
- ・「南房総市ことは教育相談センターへ伝える」ことの定着化

<課題>

- ▲職員数が増えたために互いの仕事が見えにくい。
- ▲3業務の連携のあり方の模索が続く。

11

■支援拠点の組織・理念・運営1

<組織の位置付け>

【南房総市教育委員会】

- 教育総務課
 - 総務係
 - 給食係
- 子ども教育課
 - 教育係
 - 支援係
 - 子育て支援センター
- 生涯学習課
 - 社会教育係
 - スポーツ振興係

◇学校再編整備室

★教育相談センター

12

■支援拠点の組織・理念・運営8

<本センターの強みとするところ>

19

■支援拠点の組織・理念・運営9

<業務の専門性を生かした対応の実際>

～3業務の機能の連携と融合～

20

■支援拠点の組織・理念・運営2

<子どもの問題のとらえ方①>

◆「発達」「養育」問題が背景となり「虐待」を引き起こす

発達	養育	虐待
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害 ・特性 ・こだわり ↓ ・不適応 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育方針 ・家族関係 ・家計 ・病气 ・成育歴 ↓ ・不適応 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的 ・身体的 ・ネグレクト ・性的

(南房総市試案)

13

■支援拠点の組織・理念・運営3

<子どもの問題のとらえ方②>

(南房総市試案)

・受理した際に6つの区分をもとに支援チームを組織する

14

■支援拠点の組織・理念・運営4

<子どもの問題に対応するための運営組織の考え方>

15

■支援拠点の組織・理念・運営5

<職員数と業務別配置>

	家庭児童相談	特別支援教育	適応指導	備考
1	所長・指導主事			子ども家庭支援員
2	主査・センター長			子ども家庭支援員
3	大主査・保健師			子ども家庭支援員
4		★指導主事		
5			★指導主事	
6		特別支援教育相談員		
7		特別支援教育相談員		
8		教育相談員		
9	家庭児童相談員			虐待対応専門員
10	家庭児童相談員			虐待対応専門員
11			教育相談員	
12			教育相談員	
13			教育相談員	
14			教育相談員	

★: 各課の主任

16

児童虐待を防ぐために、教育現場で留意すべき5カ条

鈴木 智
南房総市教育委員会教育相談センター長

私は、学校等に勤務した後、4年前から千葉県南房総市の「子ども家庭総合支援拠点」の総括業務に携わっている。

学校では児童虐待への対応に大いに戸惑った。その最たるものは認知の難しさや通告への迷いだ。前者は虐待の見えにくさ、後者は親との関係悪化の心配からである。

教育現場から児童福祉の最前線に身を転じると様々なことが見えてきた。保育所、幼稚園を含む学校の教職員に認識してほしいことの一部を私見として述べる。

子どもは学校生活でバランスをとる

虐待事例を受理した際、学校に問い合わせると、「学校ではよくやっている」「問題を感じなかった」との回答を得ることが実に多くある。不適切な養育環境にある子どもは、学校生活で成就感や存在感を得て、自身の心のバランスをとっているように見える。学校では子どもの姿のごく一部しか垣間見ることができない。そのことを学校勤務の頃「ほんとは」と認識していた。

「学校でよくやっている」は、その子の安全を評価する有効な指標にはなり得ない。

子どもは容易に相談しない

子どもは、家庭内での辛いことを「大丈夫」「これくらい」と思い込み、自身を保つことが少なくない。ある種の正常性バイアスである。健康な心が歪め続けられる。教職員に相談しようとする閾値には大きな個人差がある。容易に相談しないことを念頭におき、子どもとかわかっていくことが求められる。また、SOSを発信する構えや手立てをしっかりと教えていくことが必要な時代である。

心身の安全に関することでは安易な約束をしない

家庭内の様子を外部から窺うことは困難である。虐待などの不適切養育は、いわば

密室で行われ悪化していく。子どもから相談された際、「他の先生や親には言わない」との安易な約束は決してしてはならない。虐待の密室性に教職員自身が加担することになる。

「あなたの安全はみんな考えている」との姿勢で対応する。密室性を取り除くことが、虐待の改善や解決への第一歩と考えている。

学校は児童虐待を解決する機関ではない

学校は子どもたちの諸問題に真剣に取り組む機関である。その組織力と経験力には優れたものがある。しかし虐待が疑われる場合でも、軽微なものと判断し学校のみで対応する例が散見される。その際、保護者との関係性を重視しがちである。私も勤務校でそのような考えで臨んだことがある。

しかし、不適切養育は、保護者との関係性ではほとんど解決できないことを今は実感している。いち早く関係機関に通告し、連動して対応にあたるべきである。他機関が学校以上に情報を把握している場合も少なくない。そもそも学校は児童虐待や不適切養育を解決する役割を担う機関ではない。

疑われる情報を得たら、ためらわずに通告する

ある学校が得た情報は些細なものだった。きょうだいの所属する別の学校に問い合わせた上で話を総合すると、明らかに虐待相当と判断でき、即日一時保護になった例もある。虐待が疑われる情報を得た場合、問題を過小評価したり、様子を見ることにしたりする判断は誤りである。ためらわずに通告すべきである。

「子どもの心身を守る」うえで学校は一つの砦である。通告したものの問題性はなかったという「空振り」は大いに認められてよい。あつてはならないのは「見逃し」である。

校長時代、私ははたまたま頼りた末に市の担当者に背中を押され通告した。子どもは一時保護された。保護者とはトラブルにならず、後日、父から丁寧なあいさつをいただいた。

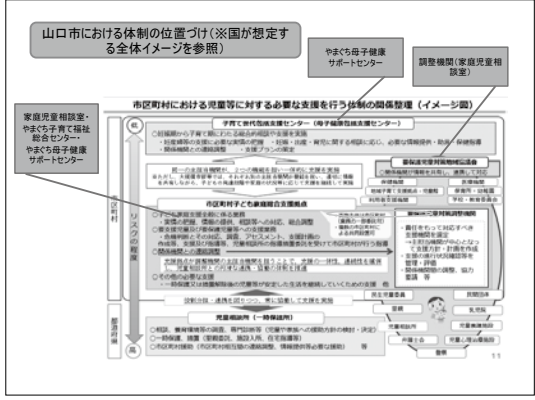
出典：「虐待死を防ぐために自治体現場に足りなかったもの」(仮)
～ 鈴木秀洋編著 版元・公職研 ～

林 和子氏 資料

山口市3つの機能を連携した
子ども家庭総合支援拠点
(機能連携型総合支援拠点)

やまぐち子育て福祉総合センター 林 和子

1



3

子ども家庭総合支援拠点3つの機能
～場所は違えど、心はひとつ～

①母子健康サポートセンター
(通称:母子サポ)

平成28年10月開設
課長が兼任するセンター所長
専任保健師1名、
助産師1名、
母子保健担当の兼任保健師2名
計5名の職員体制

5

②やまぐち子育て福祉総合センター
(通称:やまこそ)

平成26年4月開設
センター所長(公立幼保経験、元保育園長)
主任保育士1名
保育アドバイザー(元公立幼稚園・保育園長)2名
発達障がい児支援相談員1名
子育て支援コーディネーター(地域ひろばの拠点)1名
計6名の職員体制

7

はじめに

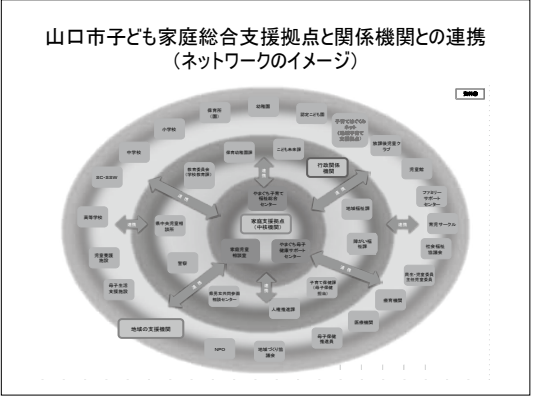
山口市は、本州最西端となる山口県のほぼ中央に位置します。

面積・・・1023.23km²
人口・・・194,987人(R1.7月現在)

児童人口は年々減少しており、
約32,000人です。

「西の京やまぐち」としての歴史と
豊かな自然が共存する文化都市、
山口市です。

2



4

母子健康サポートセンターは、
妊娠から出産、子育てに関する様々な相談にタイムリーに対応し、保健センターの地域担当保健師と連携して、切れ目のない支援につなげていく役割を担っています。

具体的には、特定妊婦のいる家庭や産後に母乳育児や育児不安が強い場合などに訪問支援を行い、個別に心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かく支援する産後ママの子育て支援事業を行っています。

6

やまぐち子育て福祉総合センターは、
次世代育成支援行動計画における重点的な取り組みに掲げた「子育て支援のネットワークづくり」の拠点として整備されました。子ども子育てに関する総合案内窓口であり、家庭のニーズに合った支援が円滑に利用できるよう情報提供や相談・援助を行なっています。

また、市内の地域子育て支援拠点27箇所と「母子サポ」と一体となって妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っています。

8

③家庭児童相談室

平成19年6月開設
家庭相談室長、
社会福祉士1名、
保健師1名、
家庭児童相談員2名、
母子父子自立支援員2名、
養育支援員(元公立保育園長)1名、
計8名の職員体制

9

家庭児童相談室は、

母子保健を担当していた保健師を配属したことで、
児童福祉と母子保健の連携がスムーズになり、必要な情報の伝達、共有化が図られ、迅速な支援につながっています。
具体的には、養育が不適切と思われる家庭への訪問や相談、助言等を行う他、幼稚園・保育園に出向き様子を確認し、関係機関での情報共有に役立っています。

山口市の要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、ケース進行会議(月1回)を開催して虐待の早期発見・早期対応につなげています。

10



1

I. 機構等の変遷

- 平成16年11月
1市8町が合併...
平成17年4月...
平成24年4月...
平成25年4月...
平成27年4月...
平成29年4月...
平成30年5月...

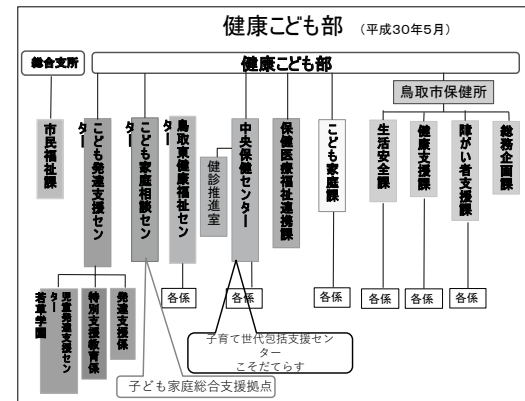
2



11



12



3

こども家庭相談センター

所長(行政職)
子ども支援グループ 14名
一般行政職4名(正職員2名と非常勤嘱託職員1名、臨時職員1名)
保健師2名(正職員1名と非常勤嘱託職員1名)
社会福祉士1名(正職員1名)
保育士4名(正職員2名と非常勤嘱託職員2名)
心理職3名(正職員1名と非常勤嘱託職員1名、週2日の雇い上げ1名)
女性支援グループ 3名
家庭・婦人相談員3名(非常勤嘱託職員3名(うち1名は保育士))

4

~子育て家庭が笑顔で安心して地域で過ごす~

① 利用者支援

- 保育園と併設しているため、就園前の乳幼児を連れて幼保の入園相談ができることや入園後の環境や子どもの様子が実感でき、親子で気軽に立ち寄れる場となっています。
各地域の保健センターで開催される母子相談会に出向き育児相談や子育て情報の提供を行っている。
心の不安感が強い母親の負担を軽減するために、お喋り会や同行支援を行っています。産後ケア施設に出向き緊急一時保育利用や保育園の情報提供も行っていきます。

13

② 地域連携

- 地域子育て支援拠点の保育所型(15)・地域型(12)の計27ヶ所をつなげる連絡会議や、地域型保育事業園8ヶ所の園長会議を立ち上げ、保育者や地域子育て支援者の連携を図っています。
育児サークル、子育て支援団体の連絡会を行い情報を共有しています。
主任児童委員さん、母子推進委員さん等と情報を共有し連携しています。

14

③ 人材育成

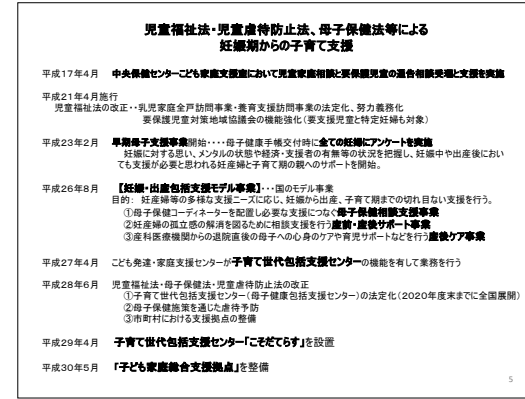
- 保育園、幼稚園、子育て関係者のスキルアップ研修を行い、資質向上を図ると共に相互の交流の場にもなっています。
山口市は待機児童が多く、保育士不足も深刻です。そこで、保育士確保のために「保育士資格応援講座」や「保育士再チャレンジ講座」を開催する等、保育人材の育成にも取り組んでいます。
虐待に関する研修会(講演会)を毎年開催し、虐待予防のために知識や手立てを学んでいます。
幼児発達支援学級を開催し、発達支援の力量を高めています。

15

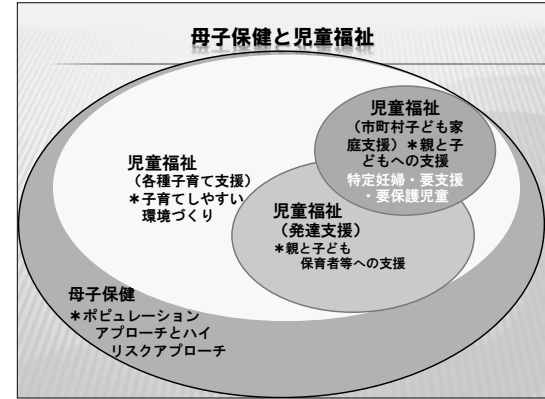
おわりに

- 「母子サポート」「やまこそ」「家児相」の更なる連携体制を強化することが必要です。「場所は違えど、心はひとつ」を合言葉として、3事業所の強みを活かして社会的養護が必要な子どもとその家族を支援していきたいと考えています。
「やまこそ」は、虐待を未然に防ぐ防波堤となり、子育て不安の母親に一層寄り添って支援していきたいと思えます。
これからも3事業所の職員の豊かな人材(財)と結束力を維持・向上していくために、連携と学びを大切にしていきたいと思えます。

16



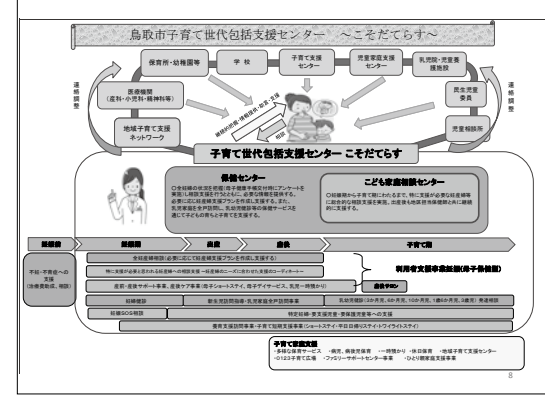
5



6

- II. 子育て世代包括支援センターこそでてらす
《妊娠期から子育て期(乳幼児期)までの切れ目ない相談支援》
1. 利用者支援事業(母子保健型)
2. 妊娠・出産包括支援事業
3. 母子保健事業・発達相談
4. 予防接種事業
5. 地域子育て支援ネットワーク
6. 保健指導・子育て支援
7. 子育て相談ダイヤル

7



8

利用者支援事業 (母子保健型)

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届け出の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関とのコーディネートを行い切れ目のない支援を行う。

1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
3) 必要に応じて、妊産婦相談支援計画を策定・鳥取市は妊婦の29.5%に作成 (平成30年度 妊婦1,429人に対し1,422人に作成)
4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行い支援のコーディネートを行う。(主に児童福祉部署が行い地区担当保健師と共同で支援)

妊産婦等にきめ細かい支援を継続的に提供し、安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう支援する。

利用者支援事業 (母子保健型) = 子育て世代包括支援センター

- 母子健康手帳交付時にアンケートを実施 **全ての妊婦の状況を把握し相談を受ける。(必要に応じて子ども家庭相談センターの相談員も相談を受ける)**
- 包括支援センター連絡会(毎月曜日、こそでらと支援拠点の助産師、保健師がアンケート等を基にフォロー妊婦のピックアップと支援方針を検討)
- 支援が必要な妊婦の「妊産婦相談支援計画」を作成し支援のコーディネートを行う
- フォローが必要と思われる妊婦へ妊娠8か月頃電話相談
～以下は子ども家庭相談センター(主担)と地区担当保健師共同～
- 産科医療機関への情報提供依頼と支援依頼
- 出産後、特定妊婦は病院へ訪問⇒新生児訪問(地区担当保健師と同伴)
- 支援が必要な産婦の継続支援(家庭訪問、来所相談、電話相談)
行政の関係部署や外部関係機関(医療機関、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等)のコーディネートを行う。
～特定妊婦は概ね6か月児健康診査までは母子保健と共同で支援～
順調な発育発達、適切な育児の場合は、母子保健が主担となり地区担当保健師が関わる。

利用者支援事業 (妊婦アンケート)

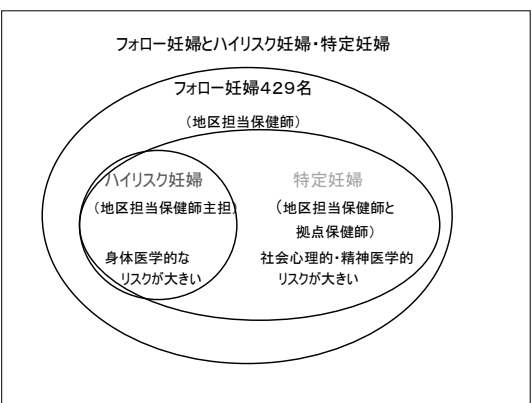
妊娠前から子育てまで
鳥取市では、妊婦さんご自身の内情をしっかりと安心して妊娠・出産・育児が出来るようお手伝いしていきたいと考えております。また、必要な子育て支援に関するご相談、お悩み、ご意見、ご感想などの内容を幅広くお聞きし、アンケートを実施いたします。

(記入者氏名) _____ (受付日) _____

このような質問項目です

1. 産前・産後サポート事業の認知状況
2. 子育てに関する相談
3. 子育てに関する相談で、何が一番の悩みであるか、またどのくらい悩まれているか
4. 出産後の育児
5. 産後サポート事業の認知状況
6. パートタイムで働くママさん(産後)が、どのような悩みを抱えているか
7. パートタイムで働くママさん(産前)が、どのような悩みを抱えているか
8. 産後の体調や育児の負担、産後ケアに関する悩みや、希望について
9. 産後の子育てに関する悩み、希望について
10. 育児に関する不安や悩み、希望について
11. その他子育てに関する悩みや希望

※記入した内容を元として支援の方向性、具体的な支援方法についてご提案させていただきます。ご返信は必ずお返しいただいてください。



妊娠・出産包括支援事業

① 産前・産後サポート事業・・・地域の実情に応じて実施

目的: 助産師、保健師等の専門員による妊産婦等の悩みや子育てに関する相談支援により家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とする。

対象者: 身近に相談できる者がいないことと、支援を受けることが適当と考えられる妊産婦等

1) 電話や家庭訪問による相談支援
妊産婦の悩みや乳幼児の発育・発達・養育等の相談

2) 産後サロン
生後2か月～7か月までの母子

* 子ども家庭相談センターと共同

妊娠・出産包括支援事業

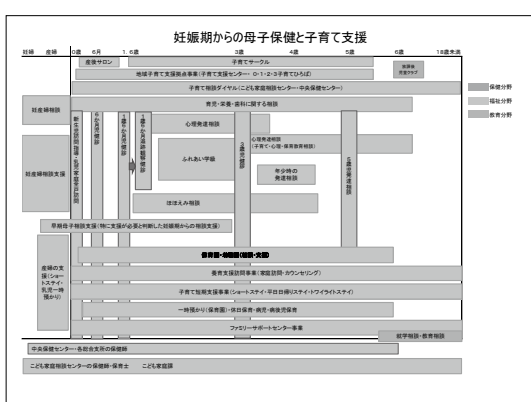
② 産後ケア事業・・・地域の実情に応じて実施

目的: 出産直後の母子への身のケアや育児のサポートを行うため、宿泊型によりサービスを提供し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

対象者: 家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない、かつ、体調不良や育児不安等がある、その他特に支援が必要と思われる産婦及びその子。

- 1) 電話や家庭訪問による相談支援
助産師、保健師等による授乳指導・沐浴指導等、相談員による相談支援 * 地区担当保健師と共同
- 2) 母子ショートステイ(宿泊型)
家族等から十分な援助が受けられず、かつ、体調不良や育児不安がある産婦と生後4か月までの乳児が最長1週間を限度に産院・助産所等に宿泊し、母乳ケア、育児ケアを受けることができる。
母子1日 3,200円(市税課税世帯) 1,600円(市税非課税世帯) 0円(生活保護世帯)
- 3) 母子デイサービス(生後4か月まで)
母子4時間まで、1,200円(市税課税世帯) 600円(市税非課税世帯) 0円(生活保護世帯)
- 4) 育児一時預かり(ママゆとり) (生後4か月まで)
助産師による乳児の抱かみ・授乳指導に相談・保健指導を行う。
4時間まで、1,000円(市税課税世帯) 500円(市税非課税世帯) 0円(生活保護世帯)
4時間超8時間までは上記の2倍

* 2)3)4)は産科医療機関、助産所等に事業委託



Ⅲ. 子ども家庭相談センター(子ども家庭総合支援拠点)

(妊娠期から子育て期・学齢期から18歳未満の児童とその家族への切れ目のない相談支援)

1. 子ども家庭支援
子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、家庭からの相談・必要な情報収集、調査及び指導を行う。
またこれに特任する業務を行う。また必要に応じて、子育て世代包括支援センター(1)を利用する。
- (2) 妊産婦・出産包括支援事業
① 産前・産後サポート事業・・・電話・訪問等による相談支援(アットホーム型)
② 産後ケア事業・・・電話・訪問等による相談支援(アットホーム型)
○生後4か月までの母子ショートステイ(宿泊型)
○生後4か月までの母子デイサービス(個人に乳児一時預かりママゆとり)
- (3) 子育て相談ダイヤル
(4) 母子健康手帳支援(新生活支援、乳幼児健康診査)
(5) らびでクラブ(親と子の健やか推進事業)
- (6) 子育て支援事業
1) 産前産後サポート事業(産前産後相談・カウンセリング)
2) 子育て支援事業(ショートステイ、平日日帰り型、トライドタイプ)
- (7) 特定妊婦・要支援児童・要保護児童と家族への支援
・電話や訪問等による相談支援

2. 要保護児童等の通告相談受取と対応

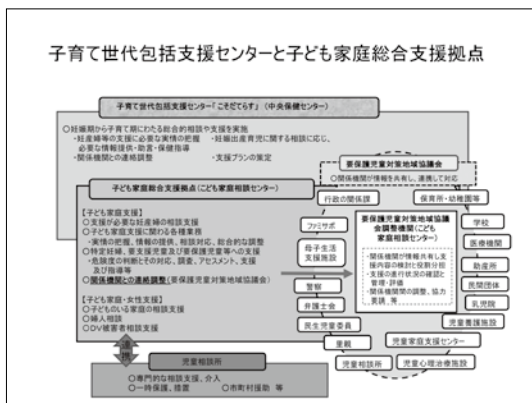
3. 要保護児童対策地域協議会(調整機関)の運営

4. 妊婦SOG相談

5. 子ども家庭相談・支援、婦人相談・支援

6. DV被害者相談・支援

* こそでらと、地区担当保健師と共同



要保護児童等相談・通告受理件数の推移

年度	児童相談所	相談センター	児童養護施設	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター		
H26	49	57	33	12	86	34	0	35	7	12	276													
H27	21	30	28	9	70	41	0	34	10	14	255													
H28	16	27	30	18	70	38	0	30	12	10	248													
H29	25	34	33	14	75	23	0	33	1	11	248													
H30	25	35	54	27	77	67	0	31	5	22	343													

医療機関のうち、産婦人科からの相談が割合を上占める

要保護児童対策地域協議会は三層構造

【個別支援会議】
通告や相談を受けたケースの今後の支援を検討する会議。(平成30年度:201回開催)
直接ケースに関する協議が最も、要保護児童等の状況把握や課題を認識し、適切な支援に向けて検討と対応を行う。

【調整委員会】
実際に活動する実務者で構成する協議会の主体となる会議。(平成30年度:6回開催)
2か月ごとの定例開催。児童相談所の連携ケースと移行ケースの共有・トラブル対応。
要保護児童等の保護児童等対策地域協議会と共有・連携調整。
要保護児童等の支援の連携・検討を行う。

【代表者会議】
個別支援会議の代表、管理職などで開催。基本的に年1回開催。
協議会活動への理解や認識を高めることで、実務者が活動に活動できる環境を育てる。
・前年度の事業のまとめと評価を報告し協議する。
・市民啓発・研修等の在り方を協議する。

参加機関: 22の関係部署の代表者

子ども家庭相談センター(子ども家庭総合支援拠点)職員配置状況

平成30年度 修正事業実施状況

市町村は全ての子ども家庭総合支援拠点の設置が義務づけられていないが、山形県を中心に国からの補助金(要保護児童)の活用による設置が進んでいる。(児童福祉法10条の2)

支援拠点は、人口増加に伴って設置が必要である。鳥取市は中央保健センター(旧中央保健センター)を基盤とし、子育て世代包括支援センター(こそでらと)を中心に設置を進めている。(児童福祉法10条の2)

鳥取市は申請認定で定員数6名以上の専門職の配置が必要
【認定申請要件】
・児童相談士 1名以上
・児童養護施設長 1名以上
・児童発達支援センター長 1名以上
・児童発達支援センター長 1名以上
・児童発達支援センター長 1名以上
・児童発達支援センター長 1名以上

支援拠点	平成30年度	令和元年度
①子ども家庭相談員	児童相談士 1名 児童養護施設長 1名 (1名は認定申請時)	児童相談士 2名 児童養護施設長 2名 児童相談士 2名
②心療内科相談員	児童相談士 1名 児童相談士 1名 (認定申請時)	児童相談士 1名 児童相談士 1名
③虐待対応専門員	児童相談士 1名 児童相談士 1名 (認定申請時)	児童相談士 1名 児童相談士 1名

鳥取市要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会とは
虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童等の早期発見や適切な支援等を行うために、必要な情報を共有し支援内容の検討を協議し、関係機関の連携と協力のもと適切な支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的に設置された法定協議会。

○対象者
1. 要保護児童等
(1) 要保護児童・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者
(2) 要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者(子育てに強い不安や孤立感などを抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭の児童)
(3) 特定妊婦・・・出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦 (望まない妊娠、若年妊婦、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)

2. 非行児童
3. 障がい児

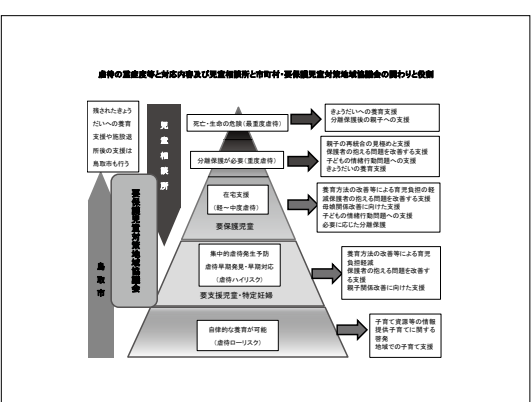
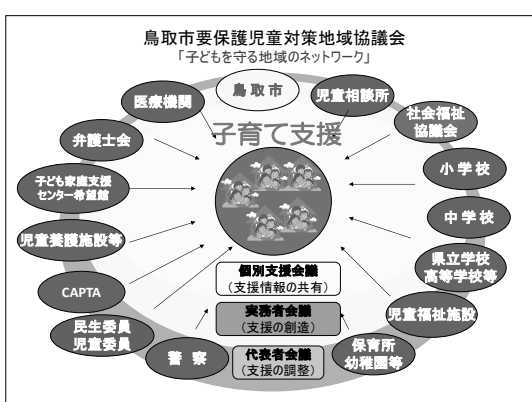
要保護児童対策地域協議会開催状況

年度	個別支援会議	調整委員会	代表者会議
平成26年度	193回	6回	1回
平成27年度	207回	6回	1回
平成28年度	172回	7回	1回
平成29年度	153回	6回	1回
平成30年度	201回	6回	1回

【鳥取市要保護児童対策地域協議会】

	H27年3月末	H28年3月末	H29年3月末	H30年3月末	H31年3月末
要保護児童	399ケース	324ケース	351ケース	369ケース	451ケース
A 施設入所	11ケース	8ケース	10ケース	7ケース	18ケース
B1 児相主体	60ケース	32ケース	50ケース	50ケース	61ケース
B2 要保護主体	111ケース	153ケース	138ケース	95ケース	121ケース
C 要対応	217ケース	131ケース	153ケース	217ケース	251ケース

ケースを分類することで情報のやり取りが円滑・責任が明確



IV. 拠点の課題及び今後の見通し

【課題】

- ・ 平成29年度から全妊婦とフォロー妊婦は主に地区担当保健師が担当し、特定妊婦は当センターが主担当となって共同で相談支援を行い、新任期の保健師のスキルアップを図っている。妊産婦の相談支援には母子保健(地区担当保健師)と児童福祉(当センタースタッフ)のきめ細かな情報共有が不可欠。
- ・ 専門職の継続的配置とスキルの担保が必要。

【今後の展望】

- ・ 2020年度、駅南庁舎に鳥取市保健所、中央保健センター、「子育て世代包括支援センターこそでらす」、こども家庭相談センター、こども発達支援センターを配置し、健康づくりや妊娠前から子育て期、学齢期から18歳未満の児童に切れ目のない相談支援をさらに進める。

25

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....